

各 位

2013 年 6 月 17 日



会 社 名：株 式 会 社 メ ッ セ ー ジ
代 表 者 名：代 表 取 締 役 社 長 古 江 博
(JASDAQ コード番号：2400)
問 合 せ 先：執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 岩 本 隆 博
電 話 番 号：0 8 6 - 2 4 2 - 1 5 5 1

証券取引等監視委員会による 当社連結子会社に対する課徴金納付命令の勧告について

2013 年 6 月 14 日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規程に基づき、当社連結子会社である株式会社ジャパンケアサービス（以下「ジャパンケアサービス」といいます。）に対し 2,100 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたのでお知らせいたします。

当社は、2012 年 10 月 29 日付「当社子会社の過去決算に係る第三者調査委員会の設置および平成 25 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出遅延ならびに当社株式の監理銘柄（確認中）指定見込みに関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、ジャパンケアサービスに第三者調査委員会を設置し調査を行いました。その後、第三者調査委員会の調査結果および提言を受け、2012 年 12 月 10 日付「当社子会社の過去決算に係る第三者調査委員会の調査結果ならびに当社子会社および当社の過年度決算の訂正の概要に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社およびジャパンケアサービスの過去決算の訂正を行いました。この度の課徴金納付命令の勧告は、ジャパンケアサービスの過去の有価証券報告書等について法令違反の事実が認められたものによるものであります。

当社は証券取引等監視委員会より勧告されたことを真摯に受け止め、ジャパンケアサービスが金融庁から正式な通知を受領後、納付すべき課徴金の額を認め金融庁からの納付命令に従って当該課徴金を納付する予定です。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

<ご参考>

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130614-1.htm

注：株式会社ジャパンケアサービスグループは、2013 年 4 月 1 日に株式会社ジャパンケアサービスに吸収合併されており、旧金融商品取引法第 176 条第 4 項及び金融商品取引法第 176 条第 4 項の規定により、発行者が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続した法人がした行為とみなすことから、株式会社ジャパンケアサービスグループに対する課徴金は存続会社である株式会社ジャパンケアサービスに対して課されております。

以上